

平成29年度 隠岐ユネスコ世界ジオパーク認定商品 募集要項

1、目的

隠岐は2013年に世界ジオパークに認定され、近年、観光客は増加の兆しを見せており、隠岐の魅力をより広める機会と言えます。

本制度では、隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会（以下「協議会」とする。）が隠岐ユネスコ世界ジオパークとの関連を感じる、隠岐の素材を使用した、隠岐らしい商品を『隠岐ユネスコ世界ジオパーク認定商品』として認定し情報発信することにより、隠岐独自の価値と認知を高め、商品の販売促進、生産者の意欲向上、旅行者の満足度向上と観光振興を通じて、隠岐の地域経済や文化活動の活性化に資することを目的とします。また隠岐ユネスコ世界ジオパークの多面的理解の向上も同時に目指します。

2、応募者資格

①隠岐郡内の企業、団体、個人事業主 ※本社、営業所または工場が隠岐郡内にあること。

3、対象商品

隠岐の素材を使った商品を、次の2部門で認定します。

①食品部門（例：お茶、お菓子、惣菜など）

②モノ部門（例：アクセサリー、陶器、ストール、ストラップなど）

4、応募条件

①隠岐らしさが明確に表現されていること。

②地質資源を消費して作られた商品でないこと。

例：化石や岩石の販売は不可。※地質資源を素材とした生活必需品でないため

③素材の産地について

食品部門：主たる原材料が隠岐産であること。

（食品表示の上位2番目までに隠岐産のものがあること。）

モノ部門：商品の特徴づけるものとして、隠岐の原材料を使用すること。

④製造者又は販売者が隠岐の企業・団体・個人事業主であることが分かるよう、商品に隠岐の住所が明記されていること。

⑤商品の販売が継続的に見込めること。

⑥法令等を遵守していること。（食品衛生法・景品表示法等の関係法令、表示義務、知的財産権等）

⑦（認定登録後）認定商品と隠岐ユネスコ世界ジオパークとのつながりを示すストーリー（以下「ジオ商品ストーリー」とする。）を協議会と作成し、パッケージに組込む、カードとして認定商品に添えるなど商品に適する方法で認定商品の販売促進に活用すること。

⑧（認定登録後）商品に規定の認定マークを表示すること。表示方法は、シールで貼付する、パッケージや商品説明のカードに組み込む等の方法で、認定マークを見やすく表示すること。

※ただし商品によっては協議会との協議によって、表示方法を変更することができる。

5、募集期間

平成29年4月1日（土）～9月30日（土）当日消印有効

6、申請方法

所定の申請書（様式第1号）に必要事項を記載のうえ、関係書類を添えて申請受付窓口まで郵送（当日消印 有効）またはご持参ください（平日のみ午前9時～午後5時まで）。E-mail での受付はしていません。

隠岐の島町商工会、西ノ島町商工会、隠岐國商工会、隠岐の島町役場、西ノ島町役場、海士町役場、知夫村役場、隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会では申請支援を行っております。内容や申請書記入をご相談ください。

【提出物】

- 隠岐ユネスコ世界ジオパーク認定商品 認定申請書（様式第1号） 1部
- （食品部門のみ）申請する商品の内容品とパッケージの写真 各1枚以上
- （モノ部門のみ）申請する商品 1個

認定申請書一式、制度の詳細は隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会のホームページからもダウンロード可能です。ホームページ URL : <http://www.oki-geopark.jp/>

7、申請先・問い合わせ先

隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会（担当：米倉）

住所：〒685-8601 隠岐郡隠岐の島町港町塩口 24 番地（隠岐支庁県民局内）

TEL：(08512) 2-9636 FAX：(08512) 3-1322

E-mail：yonekura@oki-geopark.jp

8、スケジュール

	平成29年度
①申請	平成29年4月～9月
②審査	平成29年10月
③審査発表・認定証の発行	平成29年10月下旬
④ストーリー制作・ 表示変更準備	平成29年11月上旬～ 平成30年2月
⑤認定表示変更	平成30年3月～

9、審査方法

「隠岐ユネスコ世界ジオパーク認定商品制度審査会」を開催し、審査員によりユネスコの理念に適する形で審査を行い決定します。

※原則として書類審査で行いますが、必要に応じてヒアリングや追加で資料の提出をお願いすることがあります。

10、審査基準

以下に定める基準で審査を行います。

①コンセプト

- ・隠岐の何を伝えたいかテーマがはっきりしており、隠岐のイメージ向上につながる。
- ・隠岐を連想させる取組やストーリーがある。

②独自性・主体性

- ・製法へのこだわりや季節に応じた商品など、品質・商品価値を高めるための工夫があり、優位性や独自性がある。
- ・消費者の感性に訴えかけるよう、パッケージなどに工夫や特徴がある。
- ・隠岐の原材料の割合が多い、隠岐らしいモチーフを取り入れるなど、隠岐らしさの演出に工夫や特徴がある。

③地域性

- ・隠岐に本社があるなど、事業の比重を隠岐に置いている。

④将来性

- ・ブランド化に対する継続した意志があり、強い意気込みが感じられる。
- ・加工所と原材料が安定的に確保され、商品の販売が継続的に見込まれる。

11、審査発表

審査結果は、申請書に記載された連絡先へ審査結果を通知いたします。認定された方へは、後日、認定証の交付およびジオ商品ストーリー制作の協議を行います。

12、認定期間と再審査

認定期間は認定された年度から3年間です。規定に基づき、3年度ごとに認定再審査を行います。再審査の際は、再認定申請書（様式第3号）の提出をお願い致します。

13、認定取消

以下のいずれかに該当する場合、認定を取り消す場合があります。

- ① 認定基準に適合しないと認められたとき。
- ② 応募条件を満たさなくなったとき。
- ③ 虚偽の申請により認定を受けたとき。
- ④ 認定された商品などの調査を正当な理由なく拒否したとき。
- ⑤ 生産または販売を中止または廃止し、再開の見込みのないとき。

- ⑥ その他、認定商品として認定することが適当でないと認められたとき。

14、申請に関する留意事項

- ① 書類は返却しません。必ず申込前に複写などをお取りください。
- ② 申請品が認定された場合、申請品の写真や説明文などを「隠岐ユネスコ世界ジオパーク」のホームページや制作物、メディアなどの取材記事、報道に使用することを事前に了承し、その内容については隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会に一任するものとします。
- ③ 申請書類の内容については、当該審査以外に使用することはありませんが、特別なノウハウや営業上の秘密事項等については、法的保護を行うなど申請者の責任で対応してください。